



ワーキンググループ式 就業規則作成のおすすめ

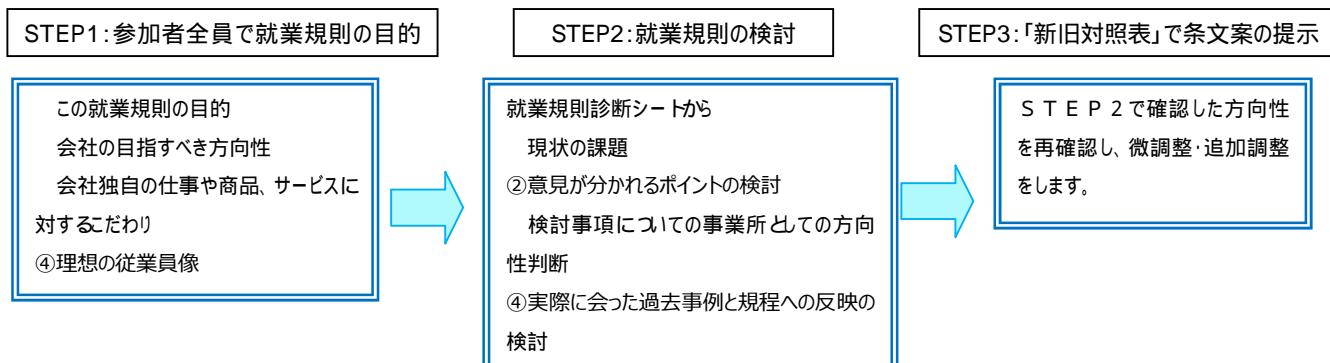


“従業員のモチベーションがあがる就業規則”？！

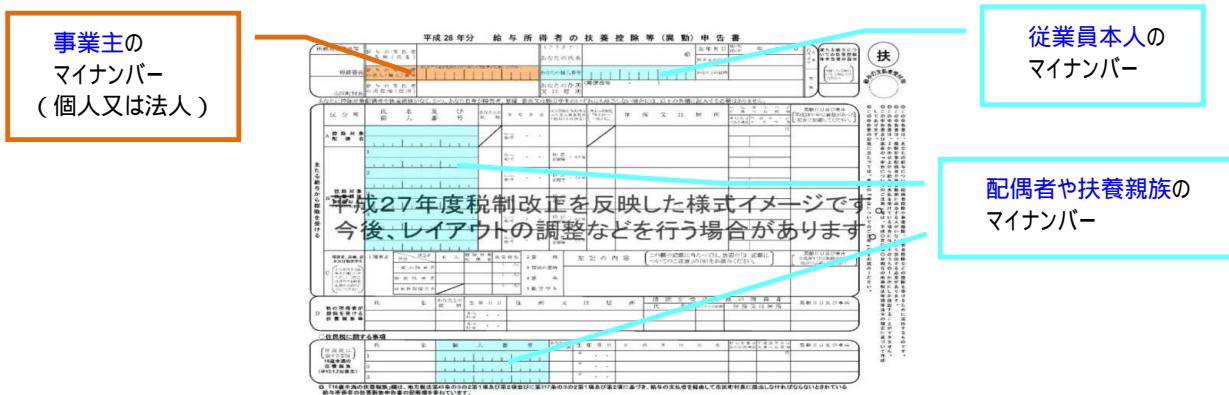
このような就業規則の作成は可能でしょうか?

従業員に守ってほしい大切なルールを定めたものが就業規則です。これまでの就業規則は離形や事業主が作った就業規則として従業員にとっては自分たちを縛り付ける押し付けのものと捉われかちでした。そのような就業規則では反対にモチベーションが下がり、労使間の溝が深まりかねません。これまでの就業規則づくりから少し発想を変えた方法がワーキンググループ式（WG式）就業規則づくりです。WG式就業規則とは、労使の「双方向」コミュニケーションを促進して「納得感」を得ながら進めていく就業規則づくりです。具体的には積極的に人事労務担当部署以外の従業員さんも参加して「私たちの就業規則」を作ってもらいます。その過程を経て説明会よりも効果的に労務コンプライアンス向上につながり、モチベーションアップ、業務向上のきっかけ芽吹きにつながっていくのではないかと考えています。

「会社の押しつけ就業規則」でも難形就業規則でもなく、「私たちの就業規則」を弊社と合奏しながら作成しませんか?



平成28年分の扶養控除等申告書からマイナンバーに対応した書式に変わります



マイナンバーを申告等で使用するのは平成29年以降ですが、平成28年の途中で退職する従業員がいた場合は源泉徴収票にマイナンバーを記載したものを発行しなければなりません。そのため、今年の年末調整からスタートに向けた準備が必要になります。

確実にマイナンバーを収集するために

①通知カードは無くさないように大切に保管しておく

遠隔地に扶養親族がいる場合は早いうちにマイナンバーを取り寄せる

この 2 点について従業員に予めアナウンスしておくことをお勧めします。

また、マイナンバーが記載された書類の保管につきましては厳重な管理をお願い致します。